

令和 7 年 1 2 月 定例会

議 案 説 明 資 料
予 算 に 関 す る 説 明 書

(令和 7 年度 1 2 月 補正予算等関係 (第 2 次追加提案分))

総 務 部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和7年12月定例会議案説明資料目次

総務部

【予算関係】

議案番号	件名	課名等	頁
第18号	令和7年度鳥取県一般会計補正予算（第8号）		
	1 補正予算説明資料	(総括表)	3
		教育学術課	4
	2 歳入歳出事項別明細書		5

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第20号	職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)	行政体制整備局 人事企画課	7

補正予算説明資料総括表

総務部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
教育学術課	4,347,229	8,200	4,355,429	8,200				
合計	13,877,520	8,200	13,885,720	8,200				

【説明】

＜総務部の主な事業＞

【教育学術課】
・私立学校等物価高騰対策支援事業(8,200千円)

令和7年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

8目 私立学校振興費

教育学術課 (内線: 7022)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
私立学校等物価高騰対策支援事業	16,200	8,200	24,400	8,200				
トータルコスト	補正前: 16,989千円 (0.1人) 、補正: 8,989千円 (0.1人) 、計: 25,978千円 (0.2人)							

1 事業の目的、概要

物価高騰が長期化し、厳しい運営環境にある県内の私立中学校や高等学校、各種学校等について、必要な予算措置を講じることで、学びの継続を支援する。

2 主な事業内容

物価高騰下にあっても生徒の適切な学習環境を確保するために私立学校の運営支援を継続する。

区分	支援額	予算額
私立中学校及び私立高等学校	学校規模に応じた定額支援 高等学校 (大規模) 1,000千円 高等学校 (中規模) 500千円 高等学校 (小規模) 200千円 中学校 200千円	5,200
学校寮を設置している私立高等学校	1校当たり250千円	1,250
各種学校	1校当たり50千円 (うち自動車学校には、1校あたり50千円を加算)	1,100
フリースクール	1施設当たり50千円	650
	合計	8,200

令和7年度一般会計補正予算(第8号)歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目 節	2款 総務費									
	補正前	補正額	補正後	1項 総務管理費						
				補正前	補正額	補正後	8目 私立学校振興費			
節	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報酬	445,335		445,335	396,701		396,701	424		424	
2 給料	2,407,796		2,407,796	2,282,484		2,282,484				
3 職員手当等	3,480,780		3,480,780	3,410,442		3,410,442				
4 共済費	1,013,524		1,013,524	967,907		967,907				
5 災害補償費	300		300	300		300				
6 恩給及び退職年金	4,234		4,234	4,234		4,234				
7 報償費	32,506	8,200	40,706	23,505	8,200	31,705	16,315	8,200	24,515	
8 旅費	53,029		53,029	47,195		47,195	894		894	
費用弁償	7,679		7,679	7,162		7,162	410		410	
普通旅費	41,640		41,640	37,194		37,194	404		404	
特別旅費	3,710		3,710	2,839		2,839	80		80	
9 交際費	1,100		1,100	1,100		1,100				
10 需用費	231,432		231,432	218,666		218,666	100		100	
11 役務費	101,778		101,778	86,092		86,092	70		70	
12 委託料	1,144,061		1,144,061	816,865		816,865	9,154		9,154	
13 使用料及び賃借料	103,897		103,897	98,694		98,694	47		47	
14 工事請負費	381,341		381,341	381,341		381,341				
15 原材料費										
16 公有財産購入費										
17 備品購入費	1,669		1,669	1,669		1,669				
18 負担金、補助及び交付金	4,471,373		4,471,373	3,804,650		3,804,650	3,650,586		3,650,586	
19 扶助費										
20 貸付金										
21 補償、補填及び賠償金	1,800		1,800	1,800		1,800				
22 償還金、利子及び割引料										
23 投資及び出資金										
24 積立金										
25 寄附金										
26 公課費										
27 緑出金										
予備費										
計	13,875,955	8,200	13,884,155	12,543,645	8,200	12,551,845	3,677,590	8,200	3,685,790	
財	国庫支出金	1,935,735	8,200	1,943,935	1,402,971	8,200	1,411,171	1,396,996	8,200	1,405,196
源	地方債	50,000		50,000	43,000		43,000			
内	その他の	596,917		596,917	228,958		228,958	415		415
訳	一般財源	11,293,303		11,293,303	10,868,716		10,868,716	2,280,179		2,280,179

令和7年度一般会計補正予算(第8号)歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款項目	総務部合計			
	補正前	補正額	補正後	
節				
1 報酬	445,335		445,335	
2 給料	2,407,796		2,407,796	
3 職員手当等	3,480,780		3,480,780	
4 共済費	1,013,524		1,013,524	
5 災害補償費	300		300	
6 恩給及び退職年金	4,234		4,234	
7 報償費	32,506	8,200	40,706	
8 旅費	53,029		53,029	
費用弁償	7,679		7,679	
普通旅費	41,640		41,640	
特別旅費	3,710		3,710	
9 交際費	1,100		1,100	
10 需用費	231,432		231,432	
11 役務費	101,778		101,778	
12 委託料	1,145,626		1,145,626	
13 使用料及び賃借料	103,897		103,897	
14 工事請負費	381,341		381,341	
15 原材料費				
16 公有財産購入費				
17 備品購入費	1,669		1,669	
18 負担金、補助及び交付金	4,471,373		4,471,373	
19 扶助費				
20 貸付金				
21 補償、補填及び賠償金	1,800		1,800	
22 償還金、利子及び割引料				
23 投資及び出資金				
24 積立金				
25 寄附金				
26 公課費				
27 繰出金				
予備費				
計	13,877,520	8,200	13,885,720	
財	国庫支出金	1,935,735	8,200	1,943,935
源	地方債	50,000		50,000
内	その他の	596,917		596,917
訳	一般財源	11,294,868		11,294,868

条例名等	職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 銃器を用いた熊の捕獲又は殺傷に係る危険を伴う業務の特殊性に鑑み、職員に支給する特殊勤務手当について所要の改正を行う。</p> <p>2 概要</p> <p>（1）職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正</p> <p>ア <u>熊銃猟手当を新設し、職員が市町村の求めに応じて銃器を用いて熊を捕獲し、又は殺傷する作業に従事したときに手当を支給する。</u></p> <p>イ アの手当の額は、業務に従事した日1日につき、<u>24,000円</u>とする。</p> <p>（2）施行期日は、公布の日とする。</p>

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前										
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(8の2) 熊銃猟手当</u></p> <p>(9)～(24) 略</p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9)～(24) 略</p>										
<p>(乗船実習指導手当)</p> <p>第10条 略</p> <p><u>(熊銃猟手当)</u></p> <p><u>第10条の2 熊銃猟手当は、職員が市町村の求めに応じて銃器を用いて熊を捕獲し、又は殺傷する作業に従事したときに支給する。</u></p> <p><u>2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき24,000円とする。</u></p>	<p>(乗船実習指導手当)</p> <p>第10条 略</p>										
<p>(併給禁止)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当の支給を受けるときは、それぞれ同表の右欄に掲げる特殊勤務手当は、支給しない。ただし、この規定により支給されないこととなる同表の右欄に掲げるいずれかの特殊勤務手当の額が当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当の額を超えるときは、当該同表の右欄に掲げるいずれかの特殊勤務手当を支給し、当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当は、支給しない。</p>	<p>(併給禁止)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当の支給を受けるときは、それぞれ同表の右欄に掲げる特殊勤務手当は、支給しない。ただし、この規定により支給されないこととなる同表の右欄に掲げるいずれかの特殊勤務手当の額が当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当の額を超えるときは、当該同表の右欄に掲げるいずれかの特殊勤務手当を支給し、当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当は、支給しない。</p>										
<table border="1"> <tr> <td>熊銃猟手当</td> <td>種雄牛馬等取扱手当 (第11条第1項第2号の業務に係るものに限る。)</td> </tr> <tr> <td>と畜検査等業務手当</td> <td>防疫等業務手当（第4条第1項第3号の業務に係るものに限る。） 有害物等取扱手当</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	熊銃猟手当	種雄牛馬等取扱手当 (第11条第1項第2号の業務に係るものに限る。)	と畜検査等業務手当	防疫等業務手当（第4条第1項第3号の業務に係るものに限る。） 有害物等取扱手当	略		<table border="1"> <tr> <td>と畜検査等業務手当</td> <td>防疫等業務手当（第4条第1項第3号の業務に係るものに限る。） 有害物等取扱手当</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	と畜検査等業務手当	防疫等業務手当（第4条第1項第3号の業務に係るものに限る。） 有害物等取扱手当	略	
熊銃猟手当	種雄牛馬等取扱手当 (第11条第1項第2号の業務に係るものに限る。)										
と畜検査等業務手当	防疫等業務手当（第4条第1項第3号の業務に係るものに限る。） 有害物等取扱手当										
略											
と畜検査等業務手当	防疫等業務手当（第4条第1項第3号の業務に係るものに限る。） 有害物等取扱手当										
略											

附 則

この条例は、公布の日から施行する。